

官報

号外 昭和三十七年二月二十日

第四十回 衆議院會議録 第十三号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

議事日程 第十一号

昭和三十七年二月二十日

午後二時開議

第一 交通の安全と円滑並びに事故防止に関する決議案(園田直君外十名提出)

(委員(会審査省略要求案件))
第二 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

農業災害補償法の一部を改正する法律案(第三十九回国会、内閣提出) 中修正の件

農業保険事業団法案(第三十九回国会、内閣提出) 中修正の件

日程第一 交通の安全と円滑並びに事故防止に関する決議案(園田直君外十名提出)

日程第二 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時九分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(第三十九回国会、内閣提出) 中修正の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

内閣から、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業保険事業団法案、右両案に対してそれぞれ修正したいとの申し出がございます。

内閣農甲第一四号

昭和三十七年二月十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

第三十九回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の農業災害補償法の一部を改正する法律案中別紙のとおり修正いたしたいので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

〔別紙〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案中修正

附則第一条中「昭和三十七年二月一日」を「昭和三十八年二月一日」に改める。

附則第二条第一項、附則第三条第一項及び附則第五条中「昭和三十七年産のものから、麦については昭和三十八年産のものから」を「昭和三十八年産のものから」を「昭和三十八年産のものから、麦については昭和三十九年産のものから」に、「昭和三十六年以前」を、「昭和三十七年以前」に、「昭和三十七年以前の年産の麦」を「昭和三十八年以前の年産の麦」に改める。

附則第九条を削り、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条から

附則第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十四条第一項中「昭和三十九年以前の年産のもの、麦にあつては昭和四十年以前の年産のもの」を「昭和四十年以前の年産のもの、麦にあつては昭和四十一年以前の年産のもの」に改め、同条第三項中「昭和三十七年から昭和三十九年までの年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十八年から昭和四十年までの年産の麦」を「昭和三十八年から昭和四十年までの年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十九年から昭和四十一年までの年産の麦」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十五条を附則第十四条とし、附則第十六条を附則第十五条とする。

附則第十七条第一項中「附則第十四条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を附則第十六条とする。

附則第十八条中「附則第十四条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を附則第十七条とする。

昭和三十七年二月二十日 衆議院會議録第十三号 農業災害補償法の一部を改正する法律案外一案中修正の件 交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案 一六四

附則第十九条を附則第十八条とし、附則第二十条及び附則第二十一条を一条ずつ繰り上げる。

内閣農甲第一五号

昭和三十七年二月十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長 清瀬一郎殿

第三十九回国会に提出し、現在貴院において継続審査中の農業保険事業団法案中別紙のとおり修正いたしたいので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

〔別紙〕

農業保険事業団法案中修正

附則第一条中「昭和三十七年二月一日」を「昭和三十八年二月一日」に改める。

附則第八条第二項中「昭和三十六年四月一日」を「昭和三十七年四月一日」に改め、同条第三項中「昭和三十五年及び昭和三十六年度」を「昭和三十六年度及び昭和三十七年度」を「昭和三十六年度及び昭和三十七年度」に改める。

附則第九条第一項中「昭和三十六年法律第 号」を「昭和三十七年

法律第 号)に改め、同条第二項第一号中「昭和三十六年度」を「昭和三十七年度」に改める。

附則第十二条中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

附則第十九条を次のように改める。

(農林省設置法の一部改正)

第十九条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十号及び第二十一号中「及び保険」を「、保険及び再保険」に改め、同項第二十二号を次のように改める。

第二十二 削除

第九十一条第一項の表中「三〇、三三八人」を「三〇、二〇二人」に、「六一、〇六三人」を「六一、九二七人」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 両案に対する修正をそれぞれ承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、承諾するに決しました。

日程第一 交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案(園田直君外十名提出)

(委員会審査有略要求案件)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一は、提出者より委員会の審査有略の申し出があります。この申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案を議題といたします。

交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和三十七年二月十九日

提出者

園田 直 小澤 太郎

金子 岩三 額田 彌三

高田 富與 渡海元三郎
丹羽喬四郎 太田 一夫
川村 継義 阪上安太郎
門司 亮
賛成者
伊藤 穰外二十名

交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案

最近の都市交通事情はマヒ寸前の深刻な状況の下におかれており、また交通事故による貴重な人命の損傷は全国的に激増の一途をたどりつつある。これが解決は現下最大の政治的、社会的並びに人道上的問題であつて一日といえども放置することを許されない。

政府は、さきに臨時交通関係閣僚懇談会を設け、本問題解決のための方途を講じつつあるが、事態のきわめて重大かつ遷延を許さざる実情にかんがみ、この際、さらにその全機能をあげて道路交通対策の一元的運営をはかることはもとより、交通安全諸施設の整備充実とそのための財政的措置、大量輸送対策の樹立、交

通安全教育の徹底、道路整備の早急な促進等につき強力に諸施策を推進し、交通安全並びに事故防止に対する国民のし烈なる要望にこたえるべきである。

右決議する。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。小澤太郎君。

〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君 ただいま上程されました三党共同提案にかかる、交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案について、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党を代表して、その趣旨を御説明いたしたいと存じます。

(拍手)

まず初めに、決議案の案文を朗読いたします。

交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案

最近の都市交通事情はマヒ寸前の深刻な状況の下におかれており、また交通事故による貴重な人命の損傷は全国的に激増の一途をたどりつつある。これが解決は現下最大の政治

的、社会的並びに人道上の問題であつて一日といへども放置すること

政府は、さきに臨時交通関係閣僚懇談会を設け、本問題解決のための

かみかみ、この際、さらにその全機能

全諸施設の整備充実とそのための財政的措置、大量輸送対策の樹立、交通安全教育の徹底、道路整備の早急な促進等につき強力に諸施策を推進し、交通の円滑化並びに事故防止に

対する全国民のし烈なる要望にこたえるべきである。

右決議する。

〔拍手〕

ただいま案文で述べました通り、最近の都市交通事情は、今や麻痺寸前のきわめて深刻な状況に置かれておるのであります。東京都では、昨年六月から十一月までの約半年間に、交差点の通過に三サイクル以上を要する交通の渋滞が、驚くなかれ、五千七百九十七

回も発生いたしました。ほぼ同様のことは大阪市でもいえるのでありまして、このような交通渋滞の傾向は、その後ますます増加し、今日では、すでに広域慢性化の傾向を明瞭に示しておるのであります。

わが国の道路は、旧態依然として、十分に改善されず、ワトキンス調査団の報告にもある通り、文明国の道路としては考えられないほど悪い状態であるにもかかわらず、自動車は、戦後、昭和二十二年末約十八万八千台であったものが、昨年末には約四百二十五万台、実に二十二倍という驚くべき増加を示しており、その上、現在毎月東京都では約一万台、大阪府では約七千台の自動車が増加しつつあるのであります。

これに伴い、悲惨な交通事故もまた全国的に激増の一途をたどっており、昨年は、事故件数四十九万一千八百九十九件、死者一万二千八百五十二人、負傷者三十七万七千三百二十五人でありまして、一年間に、ほぼ長崎市の人口に匹敵する驚くべき多数の人々が貴重な人命を損傷している次第であります。

すなわち、昨年は、くる日もくる日も、毎日、われわれの国、この日本の中で、死者三十五人、負傷者八百四十人という痛ましい交通事故が起こっていたことになるのであります。

今日、全国で七十七の市町村が、交通安全都市の宣言をいたしてあります。また去る一月二十二日には、交通事故をなくすための交通安全国民総ぐるみ運動が、東京において発足いたしました。

このように国民は、この緊迫した事態の打開を心から願っておるのであります。今や、交通問題の解決は、現下最大の政治的、社会的並びに人道上の問題といわなければなりません。政府は、さきに臨時交通関係閣僚懇談会を設け、本問題解決のための各般の方途を講じつつありますが、事態はきわめて深刻かつ重大であり、一日も遷延を許さないのであります。

このような実情にかんがみまして、政府は、この際、勇断を持って、道路交通安全の一元の運営をはかることはもとより、交通安全諸施設の整備充実と、そのための財政的措置、大量輸送

対策の樹立、交通安全教育の徹底、道路整備の早急な促進等、広範な施策を強力に実施して、国民の信託にこたえることを必要と認め、この決議案を提出した次第であります。

ここに満堂の御賛同あらんことをお願いして、提案理由の説明をいたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めました。よって、本案は全会一致可決いたしました。(拍手)

のと心得ております。御説の通りに、過般米鋭意この対策に当たっておるわけでございます。

今回、自由民主党、日本社会党、民主社会党、この三党の共同の御決議を賜わりまして、私どもさらにそういった点に十分の留意をいたしまして、交通安全施設の整備拡充、大量輸送対策の樹立、交通安全教育の徹底、道路整備の早急な促進、特にこういつた点につきましては、鋭意さらに努力を重ねるつもりでございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 運輸大臣斎藤昇君。

○国務大臣(斎藤昇君) ただいま御決議を賜りました主要都市における交通問題の解決は喫緊の要務と考えております。御趣旨に沿いまして、さらに一段の努力をいたしたいと考えております。(拍手)

昭和三十七年二月二十日 衆議院会議録第十三号 交通安全と円滑並びに事故防止に関する決議案

昭和三十七年三月二十日 衆議院會議録第十三号 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

ては、道路の整備促進あるいは階切道の除却等を初めといたしまして、道路交通の円滑化のために今後とも一そう努力をいたしたいと思っております。(拍手)

日程第二 特定船舶整備公団法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律

特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である

海上旅客運送事業者等に協力し、あわせて戦時標準型船舶を解撤して行

なう貨物船の整備について」を「国内旅客船の整備、戦時標準型船舶を

解撤して行なう貨物船の整備及び港湾運送用船舶の整備について」に、海

上貨物運送事業者等」を「海上旅客運送事業者等、海上貨物運送事業者

等又は港湾運送事業者等」に改め、「海上運送」の下に「及び港湾運送」を加える。

第二条に次の三項を加える。

7 この法律において「港湾運送事業者」とは、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第

三条第一号、第三号又は第五号に掲げる港湾運送事業について、同

法第四条の免許を受けた者をいう。

8 この法律において「港湾運送用船舶」とは、港湾運送事業者の事業の用に供するはしけその他の船舶をいう。

9 この法律において「港湾運送用船舶貸渡業者」とは、港湾運送用船舶の貸渡しをする事業を営む者

であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

第五条中「四億円」を「五億円」に改める。

第十三条第二号中「貨物船貸渡業者」の下に、「港湾運送事業者、港湾運送用船舶貸渡業者」を加える。

第十九条中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 港湾運送事業者又は港湾運送用船舶貸渡業者と費用を分担して、港湾運送用船舶を建造すること。

八 前号の規定により建造した港湾運送用船舶を港湾運送事業者又は港湾運送用船舶貸渡業者に使用させること。

九 第七号の規定により建造した港湾運送用船舶を港湾運送事業者又は港湾運送用船舶貸渡業者に譲渡すること。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第十三条及び第十九条の規定の適用については、港湾運

送事業法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十九号)附

則第二項の規定により、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六

十一号)第三条第一号、第三号又は第五号に掲げる港湾運送事業を

営むことができる者は、同項の規定により当該事業を営むことができ

る間、港湾運送事業者とみなす。

理由

港湾運送用船舶の整備を行なわせるため特定船舶整備公団の業務範囲を拡大するとともに、同公団の業務を円滑に運営するためその資本金を五億円に増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長簡牛几夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔簡牛几夫君登壇〕

○簡牛几夫君 ただいま議題となりました特定船舶整備公団法の一部を改正

する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨年の半ばごろより、主要港湾におきましては船込みが著しくなり、国際収支、国内生産その他わが国の国民経済に悪影響を及ぼしておりますが、かような現象を引き起こした原因の一つに、はしけの不足があげられておりまして、これが増強をはかることは焦眉の急務であります。今後増大を予想される貨物量に対応して、船込みの解消策の一環として、はしけその他港湾運送用船舶の増強をはかるとともに、一方特定船舶整備公団の業務運営の円滑化をはかるとするのが、本法案の趣旨であります。

改正の第一点は、特定船舶整備公団の業務範囲を拡大して、港湾運送事業者等と費用を分担して、はしけその他の港湾運送用船舶の建造、貸し渡し等ができるようにすること、第二点は、特定船舶整備公団の資本金四億円を五億円に増額しようとするものであります。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。
午後二時二十三分散会
出席國務大臣
運輸大臣 斎藤 昇君
建設大臣 中村 梅吉君
國務大臣 安井 謙君
出席政府委員
農林政務次官 中馬 辰猪君
運輸省海運局長 辻 章男君

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。
午後二時二十三分散会
出席國務大臣
運輸大臣 斎藤 昇君
建設大臣 中村 梅吉君
國務大臣 安井 謙君
出席政府委員
農林政務次官 中馬 辰猪君
運輸省海運局長 辻 章男君

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十三分散会

出席國務大臣

運輸大臣 斎藤 昇君

建設大臣 中村 梅吉君

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

運輸省海運局長 辻 章男君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律

一、去る十六日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十六年度一般会計予算補正

(第2号)

昭和三十六年度特別会計予算補正

(特第3号)

(理事補欠選任)

一、去る十六日、文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 上村千一郎君(理事坂田道太君去る十六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 受田 新吉君

法務委員 田中幾三郎君

外務委員 堀内 一雄君 西尾 末廣君

建設委員 片山 哲君

一、去る十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 松山千恵子君 船田 中君

農林水産委員 山田 長司君 榎 兼次郎君

通信委員 受田 新吉君

予算委員 周東 英雄君 田中伊三次君

藤本 捨助君 船田 中君

木原津與志君 高田 富之君

榎 兼次郎君 永井勝次郎君

西村 榮一君 伊藤 轡君

亀岡 高夫君 田澤 吉郎君

藤井 勝志君 石山 權作君

阪上安太郎君 山田 長司君

山中 吾郎君

決算委員

久保 三郎君 芳賀 貢君

森本 靖君 木原津與志君

高田 富之君 永井勝次郎君

一、昨十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 高崎達之助君 大森 玉木君

外務委員 古川 丈吉君 高崎達之助君

文教委員 井伊 誠一君 木原津與志君

社会労働委員 松浦周太郎君

農林水産委員 安井 吉典君 永井勝次郎君

建設委員 兒玉 末男君 高田 富之君

予算委員 中會根康弘君 木原津與志君

高田 富之君 永井勝次郎君

島本 虎三君 田口 誠治君

芳賀 貢君 安井 吉典君

決算委員 久保 三郎君 山田 長司君

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 西尾 末廣君

法務委員 片山 哲君

外務委員 田澤 吉郎君 受田 新吉君

建設委員 田中幾三郎君

一、去る十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員 船田 中君 松山千恵子君

農林水産委員 榎 兼次郎君 山田 長司君

通信委員 西村 榮一君

予算委員 藤井 勝志君 伊藤 轡君

田澤 吉郎君 龜岡 高夫君

石山 權作君 山中 吾郎君

山田 長司君 阪上安太郎君

門司 亮君 田中伊三次君

船田 中君 藤本 捨助君

周東 英雄君 木原津與志君

<p>永井勝次郎君 楠 兼次郎君 高田 富之君 決算委員</p>	<p>木原津與志君 高田 富之君 永井勝次郎君 久保 三郎君 芳賀 貢君 森本 靖君</p>	<p>一、昨十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 大森 玉木君 高崎達之助君 外務委員 高崎達之助君 古川 丈吉君 文教委員 木原津與志君 井伊 誠一君</p>	<p>社会労働委員 中曾根康弘君 農林水産委員 安井 吉典君 建設委員 高田 富之君 兒玉 末男君 予算委員 井村 重雄君 田口 誠治君</p>	<p>島本 虎三君 安井 吉典君 芳賀 貢君 木原津與志君 高田 富之君 永井勝次郎君 決算委員 山田 長司君 久保 三郎君</p>
<p>(議案提出) 一、去る十六日議員から提出した議案は次の通りである。 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出) 著作権法の一部を改正する法律案(山中吾郎君外十一名提出) 義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案(山中吾郎君外九名提出) 教科書法案(山中吾郎君外九名提出)</p>				
<p>一、昨十九日議員から提出した議案は次の通りである。 交通の安全と円滑並びに事故防止に關する決議案(園田直君外十名提出) 一、昨十九日内閣から提出した議案は次の通りである。 農林省設置法の一部を改正する法律案</p>				
<p>放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件(委員会審査省略要求書受理) 一、昨十九日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 交通の安全と円滑並びに事故防止に關する決議案 園田直君外十名 (議案受理) 一、去る十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 郵便貯金法の一部を改正する法律案 一、昨十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)</p>				
<p>物品税法案(内閣提出第八八号) 以上三件 大蔵委員会 付託 生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外十一名提出、衆法第九号) 社会労働委員会 付託 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付) 通信委員会 付託 一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号) 内閣委員会 付託 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、衆法第一〇号) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、衆法第一一号) 著作権法の一部を改正する法律案(山中吾郎君外十一名提出、衆法第一二号) 以上三件 文教委員会 付託</p>				
<p>放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件(内閣提出、承認第二号) 通信委員会 付託 一、昨十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)(予) 大蔵委員会 付託 (議案送付) 一、去る十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外十一名提出) 一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出)</p>				

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出)

著作権法の一部を改正する法律案(山中吾郎君外十一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十六日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十六年度一般会計予算補正(第2号)

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第3号)

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案

(議案修正承諾要求書受領)

一、昨十九日、内閣から、第三十九回国会に提出され今国会に継続された次の兩件につき、それぞれ、国会法第五十九条の規定により本院の承諾を得たい旨の要求書を受領した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案中修正の件

農業保険事業団法案中修正の件

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、主要港湾における船ごみを解消するための施策の一環として、はしけその他の港湾運送用船舶の新造の促進を図るとともに、特定船舶整備公団の業務運営について万全を期せんとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1 特定船舶整備公団の業務範囲を拡大して、港湾運送事業者等と費用を分担して、はしけその他の港湾運送用船舶の建造、貸渡し等ができることとする。

2 特定船舶整備公団の資本金四億円を五億円に増額すること。

二 議案の可決理由

本案は、港湾荷役の増強並びに特定船舶整備公団の業務運営の円滑化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十七年度財政投融资資金計画に、産業投資特別会計のうちに一億円が計上されている。なお、資金運用部資金より五億円の融資を受けることになつている。右報告する。

昭和三十七年二月十六日

運輸委員長 簡牛 九夫

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院會議録第十一号中正誤

ハシ段 行 誤 正

一四上 八上提 上程

一四上 三四提 四二提

一四二 二を 標準建築費 標準建築費

一四二 三を するよう。 するよう。

一五三 元 生活保護費 生活保護費

一五三 二三百万円 二百万円

一五三 元 東京が 東京で

一五三 三 授護 授護

ハシ段 行 誤 正

一五二 元 早稲田柳右 早稲田柳右

一五二 エ門君君 エ門君

一五二 三 それらが それが

衆議院會議録第十二号中正誤

昭和三十七年二月二十日 衆議院會議録第十三号 議案に関する報告書

昭和二十七年二月二十日 衆議院會議録第十三号

明治二十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

一七〇

定價	一部	十五円
<small>(但し良寛等は二十円) (郵送料共)</small>		
發行所		
<small>東京都新宿区市谷本村町一五</small> 大蔵省印刷局 <small>電話九段四三一至五(官報局)</small>		